

| No. | 該当資料 | 該当頁 | 該当項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------|-------|-----------------------|--|---|
| 1 | 募集要項 | P. 4 | 3. 本制度の対象外となる提案(3) | 現在公示中の中小企業海外展開支援事業(普及・実証企業に対象国をベトナムとして応募中です。今回、民間技術普及促進事業においても、対象国をタイ、マレーシア、インドネシア、いずれかとしての応募は可能でしょうか。 | 異なる内容でのご応募は可能です。ただし、事業提案者の本事業実施体制、業務従事者の重複配置等、本事業実施計画の妥当性を審査をさせていただくこととなります。 |
| 2 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 3 | (3) 基準日 | 公示日から契約締結日までに提案法人に生じた本事業に係る費用(旅費等計上対象費目)を契約金額の中に含めてよいのでしょうか。 | 『経理処理(積算)ガイドライン』P. 1に記載の通り、計上経費の対象期間は、契約で定めた「契約履行期間」のうちに支出する経費のみのため、契約締結前の経費は対象外です。 なお、『経理処理(積算)ガイドライン』P. 3に記載の通り、契約における各種基準額(直接人件費 契約における各種基準額(直接人件費の基準月額、日当・宿泊料の基準額、居住地別 内国旅費航空券クラス)や、全業務従事者の格付に係る「標準業務経験年数」算出の基準日は公示日です。 |
| 3 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 5 | 1) 前払 ① | 前払いを請求するための銀行からの保証書について、規定フォーマットはありますか。 | 以下URLに保証書の例を掲載しております。 https://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq0000119nsg-att/example.pdf ただしこれはあくまでも一例であり、金融機関ごとにこれと異なる書式を用いることもあり得ます。 その他、必要な書類等は、以下のURLをご参照ください。 「コンサルタント等契約の前金払に係る保証書について」 https://www.jica.go.jp/announce/information/20131212.html |
| 4 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 5 | 1) 前払 ② | 前払いを受ける場合、本事業専用口座の開設が推奨される理由をお教えてください。 | 本事業は公金によって行われるため、公的機関の検査や監査を受ける可能性があり、その際には、本事業経費について受注者の銀行口座の出納記録等も閲覧や確認の対象となる可能性があります。この場合に、専用口座があれば、本事業と無関係の金員出入まで閲覧される恐れがなくなるため、これを推奨するものです。 ただし、口座開設には時間や作業を要するところ、あくまでも推奨であって、必須とするものではありません。 |
| 5 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 7 | 現地活動費 | 現地にて政府関係者に対し、本事業の効果を説明するセミナーを開催した場合、その際の会場の賃貸費用や政府関係者の招待者へ現地交通費の支給は遠方である場合は可能でしょうか。 | 会場の賃貸費用及び政府関係者の現地交通費の計上可否は、必要性・妥当性を含め、契約交渉において確認させていただきます。なお、会議費や調整費用等は対象外となります。 |
| 6 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 9 | 1) 「I. (外部人材に係る) 人件費」 | 将来的に受注者が機器を販売する先の企業に所属する人員を外部人材に登用する事は可能でしょうか。(販売先企業は受注者との資本関係はありません) | 『経理処理(積算)ガイドライン』P. 9の「外部人材として認められない例」に類するケースにあたらな思考えますので、可能です。 ただし、当該人員が、募集要項記載の外部人材条件「技術・分野・課題・対象国等について専門的な知見・技術の提供、または報告書作成及び経理精算報告等の円滑な作業や品質の確保を支援する人材」に該当することを前提とします。 |
| 7 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 10 | 1)-1 直接人件費 | 外部人材の格付に用いた証拠書類の提出は必要でしょうか。必要な場合は、どの様な書類が証拠書類になりますか。 | 格付を定めるべき第一の要素たる「業務の内容/難度」については、「証拠書類」によって証される類のものではなく、担当業務内容や成果につき契約交渉で御説明をいただいで確認します。 もう一つの要素たる「業務経験年数」は、特に必要性がない限り、提案法人からの御説明(業務従事者名簿の記載)により確認します。この御説明を裏付ける卒業証明書等の「証拠書類」は、原則として不要です。 |

| No. | 該当資料 | 該当頁 | 該当項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------|-------|--------------------------------|--|---|
| 8 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 14 | 2) 「Ⅱ. 直接経費 直接経費」 | 二者以上から見積書を取得する必要があるのは、どの費目でしょうか。 | 『経理処理(積算)ガイドライン』P. 4に「契約交渉では、原則として二者以上から取得した見積書等を見積根拠資料を提示いただき、計上金額の妥当性を確認致します。」と記載ありとおり、原則として見積りに計上ある全品目について相見積を要します。(定額単価品目やかけ率計算により算出する金額については不要) どうしても相見積の入手が困難な品目については、契約交渉にて、相見積入手困難理由の確認や一者見積金額の妥当性の精査を行いません。 |
| 9 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 14 | 相手国政府等の機関への当該機材の譲与 | 民間技術普及促進事業実施後、機材等は原則として相手国政府関係機関に譲与されるとありますが、相手国政府関係機関の機材等の活用につき制約はありますか。 | 協議議事録において、相手国政府関係機関による適切な維持管理や軍事目的利用の禁止が定められていますが、それ以外については、相手国政府関係機関との協議、合意に基づき活用されれば、制約はありません。 |
| 10 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 14 | 2) 「Ⅱ. 直接経費」 ①機材製造・購入費等 | 調達する機材が複数の「物品(PC等)」と「ソフトウェア」にて構成され1つのシステムとして形成される場合、例えばPCにソフトウェアを事前にインストール・調整・確認を行う等、輸出前に事前に技術者による作業(=製造)が必要な際には作業に伴う人件費および経費を「機材製造・購入費等」の原価として計上が可能という理解で相違ないでしょうか。 | 「提案製品・技術」が個々のPCやソフトウェアでなく、それらにより形成されたシステムが自社製品である場合は、原価計算にあたっての労務費及び経費の計上は可能です。 労務費については、賃金台帳等を基にした労務費日額(または時間)単価と、技術者による作業日数(または時間)のご説明が必要となります。経費(材料費及び労務費以外の製造費用)については、貴社外の機関が発行した見積書や領収書により、計上の妥当性を契約交渉時に確認します。 なお、輸出前に日本で製造する場合は、「本邦機材製造・購入費」にて計上ください。 |
| 11 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 16 | ②現地工事費 | 現地での機材組立・据付・製造・試運転等を目的として、提案法人が雇用する技術者を派遣する場合は「現地工事費」に、旅費や労務費(【Ⅰ. 人件費 1) 直接人件費の表2【格付と基準月額表】に示す格付4号の基準月額が上限)を計上することが可能』と記載がありますが、これは提案法人の社員および提案法人の子会社の社員の労務費も計上が可能であるという理解で相違ないでしょうか。 | 原則として可能です。 ただし、日本からの派遣が適当とする根拠を契約交渉にて確認した上での判断となります。 |
| 12 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 16 | ②現地工事費 | 現地工事業者が組立・据付を行う機器を現地で購入する事は問題ないでしょうか。 この場合は機器費用と役務費用を合わせた合計価格で相見積書を取得する考えです。 現地購入機器について、その販売業者があわせて組立・据付を行うことを想定しています。可能でしょうか。 なお、この価格については、機器購入費用と組立・据付にかかる役務費用との合計価格で相見積書を取得する考えです。 | 可能です。 詳細は契約交渉において確認します。 (質問23も御参照ください。) |
| 13 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 17 | 提案法人が雇用する技術者を派遣する場合の旅費 ⇒②現地工事費 | 提案法人が雇用する技術者を派遣する場合、「現地工事費」に旅費や労務費を計上できるとありますが、日当・宿泊料・内国旅費は計上は可能でしょうか。また、計上する場合、見積書のどの費項目に計上するべきでしょうか。 | 労務費のほか、旅費(航空賃、日当、宿泊費、内国旅費)も計上可能です。見積費目としては、これらは全て<1. 機材購入・輸送費 (1) 機材製造・購入費等 ①本邦機材製造・購入費>として計上してください。 なお、業務従事者が現地工事対応の技術者を兼務することも可能ですが、その場合は、業務従事者としての従事/経費と技術者としての従事/経費とを、明確に区別してください。 |
| 14 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 18 | 2)-2 旅費 | 企画書提出時における航空賃の積算は、旅行代理店からの価格参考情報や航空会社Webサイトからの価格情報を基に算出は可能でしょうか。 | 「旅行代理店からの価格参考情報や航空会社Webサイトからの価格情報」で渡航日や搭乗クラスや割引種類等の購入条件について搭乗想定に相当する価格が確認できるのであれば、可能です。 これらが確認できないのであれば、別途、上記購入条件を指定して航空賃見積書を取り付けてください。 |

| No. | 該当資料 | 該当頁 | 該当項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--------------------------------------|----------------------------|------------------|---|---|
| 15 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 18~23 | 旅費・日当・宿泊料 | 事業対象国を複数国(A国、B国)にて設定の上、A国において、B国からの政府関係者も招いて現地活動を行う場合、航空運賃、日当、宿泊料の計上はどのようにすればよろしいでしょうか。 | 現地活動費(原則として小項目「現地交通費」)にて計上ください。ただし、実際の計上可否については、採択後の契約交渉等を通じて検討することとなります。 また、複数国を対象とする提案も可能ですが、複数国を対象とするに足る事業実施体制や、各国実施機関との事前協議が行われているかを確認させて頂くこととなります。 |
| 16 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 23 | ②日当・宿泊料・内国旅費 | ここで規定されている経費は本邦受入活動で来日される相手国政府機関にも提供される理解でよろしいでしょうか。 | ここで規定されている日当・宿泊料・内国旅費の対象は契約に定められる業務従事者であり、相手国政府関係者は含まれません。 提案法人が、相手国政府関係機関の職員等を日本に受け入れる本邦受入活動を行う場合に計上できる経費は、費目が異なり、<本邦受入活動費>となりますが、相手国政府関係者の来日時における日当・宿泊料・内国旅費は計上対象外です。詳しくは、『経費処理(積算)ガイドライン』P28頁を参照願います。 |
| 17 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 25 | ①車両関係費 | 企画書提出時における航空賃の積算は、業務対象国における受注者の過去実績を参考に推測して算出してもよいでしょうか。 | 受注者の過去実績を参考にした航空賃の推測に基づく積算は受け付けられません。 航空賃は価格の変動が大きいため、できる限り最新の情報を参考に計上ください。 |
| 18 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 28 | 本邦受入活動について | 本邦受入活動に際する、外部人材の内国旅費、宿泊費、日当は計上可能ですか。 | 計上できません。 |
| 19 | 経費処理(積算)ガイドライン | P. 28 | 2)-4 本邦受入活動費 | 「本邦受入活動業務費」にて1日当たり75,500円計上可能とのことですが、来日者に対する日当・宿泊費についても、1日当たりで決めた金額(宿泊費・日当)を来日者に渡しきりという形でよいのでしょうか。 その場合、精算時に、来日者の宿泊費・日当の領収書は添付不要でしょうか。 また、来日者は受領した日当は各自の裁量で使用してよいと理解してよろしいでしょうか。使用不可の項目はありますか。 | 本邦受入活動に際して来日者の日当・宿泊費は経費として計上対象外となります。 公示資料FAQ(よくあるご質問と回答)のNo. 46 及びNo. 47をご参照ください。 「本邦受入活動業務費」は、本邦受入活動にかかる調整を行う人件費等の間接経費及び少額交通費等の直接経費に相当し、受注者への渡し切りの経費で、相手国政府関係機関の職員等の受入人数に関わらず、受入日数によって算出します。詳細は経費処理ガイドライン28ページをご参照ください。 |
| 20 | 経費処理(積算)ガイドライン およびFAQ(よくあるご質問と回答) | ガイドライン:P. 15、 FAQ: No65 | 自社製ソフトウェアの調達について | 経費処理ガイドラインP15「①-2機材製造・購入費における利益排除」において『当該機材が提案法人あるいは提案法人の関連会社等の製品(日本国内で販売実績のあるものに限り)である場合は、提案法人が次のa)方式またはb)方式により利益を控除した額を算定して、提示します』と記載のある一方、FAQのNo. 65においては『自社製品(子会社・グループ会社製を含む)の場合は製造原価を提示かつ開発済ソフトウェアをそのまま活用する場合は追加コスト等が発生しないことから製造原価を認めない』という主旨が記載されています。 この2点に関する再確認ですが、本事業提案において自社製品のソフトウェアライセンスを必要とする場合、原価計上は出来るという理解で相違ないでしょうか。 認められる場合、提示額はa)方式もしくはb)方式による算出で相違ないでしょうか。 | 本事業提案において、自社製品のソフトウェアライセンス契約(ソフトウェアの使用許諾)を必要とする場合は、当該ソフトウェアの著作権者である提案法人の許諾(ライセンス)内容が明記されたライセンス契約内容をご説明ください。 その上で、顧客向けに設定されたライセンス料金から、提案法人の利益分を控除した金額を「本邦機材製造・購入費」にて計上ください。 利益控除は、経費処理(積算)ガイドラインに沿って、原則a)方式でお願いします。 なお、公示資料FAQ(よくあるご質問と回答)のNo. 65については、ご質問のあった「自社製品のソフトウェアライセンス料金」を念頭に置いたものではなく、当該ソフトウェアの開発費(例:プログラムを記録するCDROM等の材料費、SE等の労務費、開発中に必要となる他ソフトウェアのライセンス料等の経費)を念頭においた回答になっています。 |

| No. | 該当資料 | 該当頁 | 該当項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------------------|-------|-------------------------------------|---|--|
| 21 | 様式1 見積金額内訳書及び様式2 見積金額内訳書明細 | 従事者明細 | 従事者名 | 現地工事業務の委託先について、選定中のため従事者の詳細が記載できないですが、どの様に記載すれば良いのでしょうか。また、採用会社が最終的に変更になった場合はどうなるのでしょうか。 | 提案法人が現地工事を外部に再委託する場合には、当該再委託先の業務従事者を記載する必要はありません。 現地工事費については、当該現地工事費が機材の組立・据付・試運転等JICAとの業務委託契約で使用する機材に関連する場合は「Ⅱ.直接経費 - 1.機材製造・購入・輸送費 - 1)機材製造・購入費等 - ③現地工事費」、それら以外の場合は「Ⅱ.直接経費 - 3.現地活動費 - 4)現地再委託費」に計上してください。なお、「経理処理(積算)ガイドライン」に記載のとおり、JICAとの業務委託契約にかかる契約交渉時点では、現地工事費の二社以上から見積書を取得することになってはいますが、この見積合わせをもって再委託先が選定されることにはなりません。採用された見積価格はあくまでも、現地工事費の想定価格としてJICAとの業務委託契約書上で計上されるものです。 実際の再委託先の選定は、「契約管理ガイドライン-現地再委託ガイドライン」に沿ってください。同ガイドラインに沿って公正性・競争性・透明性を確保した選定を行った結果、JICAとの業務委託契約にかかる契約交渉時点で想定した再委託候補先と実際の再委託先が違って問題はありません。 |
| 22 | 様式1 見積金額内訳書及び様式2 見積金額内訳書明細 | 従事者明細 | 従事者名 | 本事業期間中に、顧客に対してアンケート調査を行う際、現地コンサルタントの協力を得る予定ですが、詳細は未定のため現時点では従事者明細に記載が出来ませんが、どのようにしたらよいのでしょうか。 | まずは、想定する再委託業務内容を定め、同業務内容を実施するための業務従事者体制(従事者毎に求められる能力、月額報酬と投入人月)及びその他直接経費(旅費など)を定めてください。そして、この想定に基づき、見積金額内訳として、①「Ⅰ.(外部人材にかかる)人件費」、②「Ⅱ.直接経費 - 3.現地活動費 - 2)現地傭人費」、③「Ⅱ.直接経費 - 3.現地活動費 - 4)現地再委託費」の内の適切な費目に適切な費用を計上ください。これらのうち、①を想定する場合は、JICAとの業務委託契約にかかる契約交渉時点では、「未定」でも可です。②と③を想定する場合は、業務従事者を記載する必要はありません。 |
| 23 | 様式1 見積金額内訳書及び様式2 見積金額内訳書明細 | P.6 | Ⅱ直接経費 1.機器購入・輸送費 (1)機材製造・購入費等 | ②現地機材製造・購入費と③現地工事費がそれぞれの欄で分かれています。機材の調達先もしくは実施機関が工事を含めて実施する場合、②及び③の見積書をまとめて1枚での提出で問題ないのでしょうか。 | 「機材の提供先が工事を含めて実施する場合」を念頭において、競争入札又は見積合わせもしくは見積競争により、契約相手を選定する前に、必ず次の2点を検討し、関連ガイドラインに沿ってもっとも適切な選定条件にしてください。 ・ 機材の提供先が工事を含めて実施するという契約条件を課すことにより、見積/入札参加者が限定され、競争性が阻害されないか。複数社の見積/入札参加者が見込まれない場合は、機材の提供と現地工事にロットを分けて、複数社の見積/入札参加者を得られるようにし、競争性を確保ください。 ・ 機材の提供先が工事を含めて実施しなければならない理由。 上述の検討後、機材の提供と現地工事にロットを分けした調達条件とした場合に、提案法人の調達条件に反して、現地業者からの見積書が1枚となっても、機材購入費と工事費の内訳が明確であれば、問題はありません。他方、ご質問のとおり、機材の提供と現地工事を一体とした調達条件とした場合には、現地業者からの見積書が1枚となるのは当然ですが、機材購入費と工事費の内訳が分かるようにしてください。 なお、工事費を②現地機材製造・購入費と③現地工事費のどちらに計上するかは、機材との関連の有無により決定されます。(質問21回答を御参照ください。) |
| 24 | 様式3: 企画書様式 | P.1 | 事業概要 | 前回採択案件記載のページURLが開けません。正しいリンクを教えてください。 | 申し訳ございません。正しくは以下のリンク先となります。 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/kaihatsu/case/ku57pq00001zgt-rm-att/fukyu_08_20170405.pdf |
| 25 | 様式3: 企画書様式 | P.2 | 相手国実施機関 | 相手国実施機関を複数としても問題ないのでしょうか。本邦受入活動を実施する場合も複数の政府機関関係者の招聘を想定しています。 | 可能です。相手国実施機関の選定に関しては、企画書様式7ページもご参照ください。本邦受入活動のフローに関しては、募集要項13ページをご参照ください。 |

質問受付締切:11月29日(水)17時まで

| No. | 該当資料 | 該当頁 | 該当項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------|-------------|--------------------|---|--|
| 26 | 様式3 : 企画書様式 | P.3 | (1)普及対象とする技術の内容 | 競合技術（国内と普及対象国）の表の項目は他社情報のため、情報の入手が困難だった場合は企画書提出者の推定で記載しても構わないでしょうか。 | 客観的なデータを記載できる項目については、出典も含め記載いただき、客観的なデータがない場合は、推定情報をできる限り記載いただき、その旨を記載ください。 |
| 27 | 様式3 : 企画書様式 | P.3 | 日本国内における競合技術との比較 | 他社の類似技術については実証中のものが多く、価格・経済性・耐久性等について、明確で客観的なデータの取得が難しい状況です。このような場合、比較表上の記載は「実証段階と推定される為、詳細内容不明」等の記述でよろしいでしょうか。 | 対象技術の競合との差異について、可能な範囲で情報を記載ください。客観的なデータでない場合（内部の想定情報等）はその旨も追記ください。 |
| 28 | 様式3 : 企画書様式 | P.3 | 日本国内における競合技術との比較 | 比較先企業は最低1社あれば問題ないでしょうか。（類似製品・技術を持っている企業が少ない為） | 現時点で競合となっている競合他社との比較を記載ください。類似製品・技術を持っている企業が少ない場合であっても、今後競合になり得る製品・技術があれば比較対象に加えてください。 |
| 29 | 様式3 : 企画書様式 | P.6 | 2.(2)対象国・地域への貢献可能性 | 「上記1（2）ウで計画するビジネス～」とありますが、該当する箇所が見当たりません。正しい該当箇所はどちらでしょうか。 | 申し訳ございません。 正しくは「1（2）イ」が該当箇所となります。 |
| 30 | 様式3 : 企画書様式 | 別紙資料 1,3 | 活動計画表 工程表・要員計画 | 工程は推定される実行上のリスクを考慮した内容で計画しますが、提案時の工程よりも結果的に早く契約が終了した場合、何か問題はありますか。 | 問題はございません。工程は審査時を含め、契約交渉時にも確認させていただきます。 |